

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第28号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第7条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第7条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第10条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第11条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第11条関係）</u> 略
<u>様式第10号の2（第24条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第10号の2（第24条関係）</u> 略
<u>様式第16号（第37条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第16号（第37条関係）</u> 略

改 正 後	改 正 前
<u>様式第18号（第38条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第18号（第38条関係）</u> 略
<u>様式第25号（第39条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第25号（第39条関係）</u> 略
<u>様式第26号（第41条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第26号（第44条関係）</u> 略
<u>様式第29号（第49条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第29号（第49条関係）</u> 略
<u>様式第31号（第51条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第31号（第51条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（その1）

公 有 財 産 台 帳

総 括		索引番号				
名 称						番 号
年 月 日 現在						
区 分	種 目	行 政 財 産		普 通 財 産		計
		数 量	価 格	数 量	価 格	
土 地			円		円	
	計					
建 物		木 造				
		非 木 造				
		木 造				
		非 木 造				
		木 造				
		非 木 造				
	計	木 造				
		非 木 造				
工 作 物						
立 木						
年 月 日～ 年 月 日間の異動						
区 分	種 目	行 政 財 産		普 通 財 産		備 考
		増 △減		増 △減		
		数 量	価 格	数 量	価 格	
			円		円	

付表

公 有 財 産 区 分 種 目 表

区分	分類	種 目	数 量 単 位	摘 要
	行政財産	敷 地	平 方 メートル	単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
土地	普通財産	1 宅 地	〃	〃
		2 河 岸 地	〃	〃
		3 耕 地	〃	〃
		4 山 林	〃	〃
		5 原 野	〃	〃
		6 池 沼	〃	〃
		7 埋 立 地	〃	〃
		8 雑 種 地	〃	〃
		9 そ の 他	〃	〃
建物	行政財産及び普通財産	1 事 務 所 建	〃	庁舎、学校、幼稚園等の主な建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		2 住 宅 建	〃	寄宿舎、職員住宅等の主な建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		3 工 場 建	〃	作業場等の建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		4 倉 庫 建	〃	上屋を含む。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		5 雑 屋 建	〃	物置、廊下、便所、用務員室等の種目に属さないもの。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		1 門	個	木門、石門等1箇所をもって1個とする。
		2 囲 い	メートル	さく、塀、生垣等を含む。
		3 水 道	個	屋外に独立して設置された飲用又は散水用の水道施設で一式をもって1個とする。
		4 築 庭	〃	築山、置石、泉水、噴水塔を含む等1団として1箇所をもって1個とする。ただし、並木竹を除く。
		5 池 井	〃	人工を加えた池沼、養魚池、井戸深度さく井等各1箇所をもって1個とする。
		6 貯 水 池	個	貯水池、ろ過池、沈でん池、プール(作り付け浴そうを含む。)等各1箇所をもって1個とする。
		7 貯 そ う	〃	水そう、貯油そう(ガソリンスタンドを含む。)、ガスタンク、薬品タンク等各1箇所をもって1個とする。

工 作 物

行政財産及び普通財産

8	浄化そう	〃	浄化そう，汚水浄化そう等各1箇所をもって1個とする。
9	消火装置	〃	消火栓，火災警報装置，火災報知機等各一式をもって1個とする。
10	鉄塔 やぐら	〃	広告塔，警報塔，望楼等のほか鉄柱を含む。
11	かまど炉	〃	ちゅう房炉，よう解炉，焼がま，各種焼却炉等各一式をもって1個とする。
12	橋梁	〃	陸橋を包括し，その個数による。
13	防波堤	〃	防水壁，防砂堤を含む。
14	堤防	〃	
15	せき水門	〃	水門，開閉水門等を含めて1個とする。
16	水路	キロメートル又はメートル	送水路，集中路，暗きよ等を含む。
17	トンネル	〃	
18	索道	〃	
19	電柱	本	電力線路を含む。
20	作業装置	式	土地又は建物と一体のものとして設置されたもの
21	汚物処理装置	〃	汚物処理装置，ふん尿処理装置，じんかい処理装置(煙突，煙道を含む。)等とする。
22	浄水配水装置	〃	量水装置，取水装置，配水装置等
23	管きよ	キロメートル又はメートル	上水道，下水道の管きよを包括する。
24	飼育おり けい留さく	個	
25	物揚場	〃	
26	碑塔	〃	
27	舗床	個	石敷，れんが敷，コンクリート敷等の各1箇所をもって1個とする。
28	照明装置	〃	電灯，ガス等の設備一式をもって1個とする。
29	信号機	〃	一式をもって1個とする。
30	暖房装置	〃	〃
31	冷房装置	〃	〃
32	通風装置	〃	〃
33	通話装置	〃	私設電話，電鈴等に関する装置で他の種目に該当しないもので一式をもって1個とする。
34	雑工作物	〃	他の種目に区分し難いもの

立木	行政財産及び普通財産	1 樹 木	本	2又は3に該当しないもので主として宅地等に生立しているもの(苗圃にあるものを除く。)
		2 立 木	立 方 メ ー ト ル	森林又は原野に集団として生立しているもの
		3 竹	束	
用益物権	行政財産及び普通財産	1 地 上 権	平 方 メ ー ト ル	
		2 地 役 権	〃	
		3 鉱 業 権	〃	
		4 そ の 他	〃	
無体財産権	行政財産及び普通財産	1 特 許 権	件	
		2 著 作 権	〃	
		3 商 標 権	〃	
		4 実 用 新 案 権		
		5 そ の 他	〃	
有価証券	普通財産	1 株 券	株	
		2 社 債 券	口(枚)	
		3 地 方 債 証 券	〃	
		4 国 債 証 券	〃	
		5 そ の 他	〃	
出資による権利	普通財産	出資による権利		

(その2)

公 有 財 産 台 帳

土 地 (表)				索引番号							
名称				番 号							
沿革				照 合		年 月 日					
				台 帳 作 成 者							
分類	1 行政財産 2 普通財産			附属 図面・ 文書	番号	名称					
種目	1敷地 2宅地 3河岸地 4耕地 5山林 6原野 7池沼 8埋立地 9雑種地 10()										
用途	公簿地目										
所在											
地積	1公簿計 m ² 2実測計 m ²										
用 益 物 権 等	1賃借権 2地役権 3()				境 界						
建 物 の 有 無	1 有 (市有 棟建面積 m ² 他人所有) 2無										
地 上 物 件 (建物を除く。)											
利 用 状 況	1市使用	2貸付	有 無	3使用許可	有 無						
法令規制	規制年月日	法 令 名		規制事項	解 除 等	摘 要					
所 在 ・ 地 積 内 訳	番号	所在	公簿 地目	地 積		取 得		評価額	登 記		摘要
				公簿 m ²	実測 m ²	年月日	事由		価格 円	年月日	
計											

土 地 (裏)

	増 減				現 在 高			登 記		登 載		摘 要
	年 月 日	事 由	地 番	数 量 m ²	価 格 円	公 簿 m ²	実 測 m ²	価 格 円	年 月 日	目 的	年 月 日	
増												
減												
異												
動												
区 分	年 月 日	借 受 人 又 は 使 用 者		数 量 m ²	貸 付 料 又 は 使 用 料 年 額 円	目 的	期 間	摘 要				
		氏 名	住 所									
貸												
付												
使												
用												
許												
可												

附表

公有財産増減異動事由用語表

増 加		減 少		摘 要
事 由	財産の種類	事 由	財産の種類	
買 入	共 通	売 払	共 通	
寄附採納	同	譲 与	同	
交 換	同	交 換	同	
		出 資	同	財産を現物出資したとき。
売買契約の解除	共 通	売買契約の解除	同	売買契約を解除し、又は解除されたとき。
譲与契約の解除	同	譲与契約の解除	同	譲与契約を解除し、又は解除されたとき。
引 継	同	引 継	同	用途廃止等により引継ぎをし、又は引継ぎをしたとき。
登載漏れ	同	重 複	同	
返 戻	同	返 還	同	引継ぎを取り消し、又は引継ぎを取り消されたとき。
誤びゅう訂 正	同	誤びゅう訂 正	同	
価格改訂	同	価格改訂	同	
埋 立	土 地			
換 地	同	換 地	土 地	区画整理等により換地されたとき(仮換地を含む。)
実 測	土 地, 建 物	実 測	土 地, 建 物	
新 築	建 物			
増 築	同			
新 設	工 作 物			
増 設	同			
改 築	建 物	改 築	建 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して元の位置に造ったとき。
移 築	建 物	移 築	建 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して他の場所に造ったとき。
改 設	工 作 物	改 設	工 作 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して元の位置に造ったとき。

移 設	同	移 設	同	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して他の場所に造ったとき。
修 繕	土地、建物、 工 作 物			修繕により価格が増加したとき。
		取 壊 し	建 物、 工 作 物	
		物 品 編 入	工 作 物	物品に編入したとき。
		喪 失	土地、建物、工 作物、立木、地 上権、証券等そ の他動産	陥没、流失、沈没等天災その 他の事故により滅失したとき。
復 旧	土地、建物、工 作物、立木、地 上権等			陥没、流失、沈没等天災その 他の事故により滅失したものを 復旧したとき。
新 植	立 木	伐 採	立 木	
移 植	同	移 植	同	
		盗 伐	同	
出 資	出資による権利 及び証券等			出資により、出資による権利 又は証券等を取得したとき。
設 定	地 上 権 等 特 許 権 等	消 滅	地 上 権 等 特 許 権 等	

様式第2号（第7条関係）

（その1）

公 有 財 産 整 理 簿

総 括

名称		索引番号		番 号		
年 月 日 現在						
区分	種 目	行 政 財 産		普 通 財 産		計
		数 量	価 格	数 量	価 格	
土地			円		円	
	計					
建物	木 造					
		非木造				
	木 造					
		非木造				
	木 造					
		非木造				
	木 造					
		非木造				
計	木 造					
	非木造					
工 作 物						
立 木						
年 月 日～ 年 月 日間の異動						
区分	種 目	行 政 財 産		普 通 財 産		備 考
		増 △減		増 △減		
		数 量	価 格	数 量	価 格	
			円		円	

附表

公有財産区分種目表

区分	分類	種目	数量 単位	摘要
	行政財産	敷地	平方メートル	単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
土地	普通財産	1 宅地	〃	〃
		2 河岸地	〃	〃
		3 耕地	〃	〃
		4 山林	〃	〃
		5 原野	〃	〃
		6 池沼	〃	〃
		7 埋立地	〃	〃
		8 雑種地	〃	〃
		9 その他	〃	〃
建物	行政財産及び普通財産	1 事務所建	〃	庁舎、学校、幼稚園等の主な建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		2 住宅建	〃	寄宿舎、職員住宅等の主な建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		3 工場建	〃	作業場等の建物。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		4 倉庫建	〃	上屋を含む。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		5 雑屋建	〃	物置、廊下、便所、用務員室等の種目に属さないもの。単位以下2位まで記載し、以下切り捨てる。
		1 門	個	木門、石門等1箇所をもって1個とする。
		2 囲い	メートル	さく、塀、生垣等を含む。
		3 水道	個	屋外に独立して設置された飲用又は散水用の水道施設で一式をもって1個とする。
		4 築庭	〃	築山、置石、泉水、噴水塔を含む等1団として1箇所をもって1個とする。ただし、並木竹を除く。
		5 池井	〃	人工を加えた池沼、養魚池、井戸深度さく井等各1箇所をもって1個とする。

工作物

行政財産及び普通財産

6	貯水池	個	貯水池，ろ過池，沈でん池，プール(作り付け浴そうを含む。)等各1箇所をもって1個とする。
7	貯そう	〃	水そう，貯油そう(ガソリンスタンドを含む。)ガスタンク，薬品タンク等各1箇所をもって1個とする。
8	浄化そう	〃	浄化そう，汚水浄化そう等各1箇所をもって1個とする。
9	消火装置	〃	消火栓，火災警報装置，火災報知機等各一式をもって1個とする。
10	鉄塔 やぐら	〃	広告塔，警報塔，望楼等のほか鉄柱を含む。
11	かまど炉	〃	ちゅう房炉，よう解炉，焼がま，各種焼却炉等各一式をもって1個とする。
12	橋梁	〃	陸橋を包括し，その個数による。
13	防波堤	〃	防水壁，防砂堤を含む。
14	堤防	〃	
15	せき水門	〃	水門，開閉水門等を含めて1個とする。
16	水路	キロメートル又はメートル	送水路，集中路，暗きよ等を含む。
17	トンネル	〃	
18	索道	〃	
19	電柱	本	電力線路を含む。
20	作業装置	式	土地又は建物と一体のものとして設置されたもの
21	汚物処理装置	〃	汚物処理装置，ふん尿処理装置，じんかい処理装置(煙突，煙道を含む。)等とする。
22	浄水配水装置	〃	量水装置，取水装置，配水装置等
23	管きよ	キロメートル又はメートル	上水道，下水道の管きよを包括する。
24	飼育おりけい留さく	個	
25	物揚場	〃	
26	碑塔	〃	

		27 舗 床	個	石敷, れんが敷, コンクリート敷等の各1箇所をもって1個とする。
		28 照 明 装 置	〃	電灯, ガス等の設備一式をもって1個とする。
		29 信 号 機	〃	一式をもって1個とする。
		30 暖 房 装 置	〃	〃
		31 冷 房 装 置	〃	〃
		32 通 風 装 置	〃	〃
		33 通 話 装 置	〃	私設電話, 電鈴等に関する装置で他の種目に該当しないもので一式をもって1個とする。
		34 雑 工 作 物	〃	他の種目に区分し難いもの。
立木	行政財産及び普通財産	1 樹 木	本	2又は3に該当しないもので主として宅地等に生立しているもの(苗圃にあるものを除く。)
		2 立 木	立 方 メートル	森林又は原野に集団として生立しているもの
		3 竹	束	
用益物権	行政財産及び普通財産	1 地 上 権	平 方 メートル	
		2 地 役 権	〃	
		3 鉱 業 権	〃	
		4 そ の 他	〃	
無体財産権	行政財産及び普通財産	1 特 許 権	件	
		2 著 作 権	〃	
		3 商 標 権	〃	
		4 実 用 新 案 権	〃	
		5 そ の 他	〃	
有価証券	普通財産	1 株 券	株	
		2 社 債 券	口(枚)	
		3 地 方 債 証 券	〃	
		4 国 債 証 券	〃	
		5 そ の 他	〃	
出資による権利	普通財産	出資による権利		

土地(裏)

	増 △減				現在高			登記		登載	摘要	
	年月日	事由	地番	数量	価格	公簿	実測	価格	年月日	目的		年月日
増 減 異 動				m ²	円	m ²	m ²	円				
区分	年月日	借受人又は使用者		数量	貸付料又は 使用料年額	目的	期間	摘要				
		氏名	住所									
貸 付				m ²	円							
使 用 許 可												

付表

公有財産増減異動事由用語表

増 加		減 少		摘 要
事由	財産の種類	事由	財産の種類	
買 入	共 通	売 払	共 通	
寄附採納	同	譲 与	同	
交 換	同	交 換	同	
		出 資	同	財産を現物出資したとき。
売買契約の解除	共 通	売買契約の解除	同	売買契約を解除し、又は解除されたとき。
譲与契約の解除	同	譲与契約の解除	同	譲与契約を解除し、又は解除されたとき。
引 継	同	引 継	同	用途廃止等により引継ぎをし、又は引継ぎをしたとき。
登載漏れ	同	重 複	同	
返 戻	同	返 還	同	引継ぎを取り消し、又は引継ぎを取り消されたとき。
誤びゅう	同	誤びゅう訂 正	同	
価格改訂	同	価格改訂	同	
埋 立	土 地			
換 地	同	換 地	土 地	区画整理等により換地されたとき(仮換地を含む。)
実 測	土地、建物	実 測	土地、建物	
新 築	建 物			
増 築	同			
新 設	工 作 物			
増 設	同			
改 築	建 物	改 築	建 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して元の位置に造ったとき。

移 築	建 物	移 築	建 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して他の場所に造ったとき。
改 設	工 作 物	改 設	工 作 物	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して元の位置に造ったとき。
移 設	同	移 設	同	全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して他の場所に造ったとき。
修 繕	土地，建物， 工作物			修繕により価格が増加したとき。
		取 壊 し	建物，工作物	
		物品編入	工 作 物	物品に編入したとき。
		喪 失	土地，建物，工 作物，立木，地 上権，証券等そ の他動産	陥没，流失，沈没等天災その他の 事故により滅失したとき。
復 旧	土地，建物， 工作物，立木， 地上権等			陥没，流失，沈没等天災その他の 事故により滅失したものを復旧 したとき。
新 植	立 木	伐 採	立 木	
移 植	同	移 植	同	
		盗 伐	同	
出 資	出資による権 利及び証券等			出資により，出資による権利又は 証券等を取得したとき。
設 定	地 上 権 等 特 許 権 等	消 滅	地 上 権 等 特 許 権 等	

様式第5号（第10条関係）

命令者	部長	課長	係長	係	起案年月日		記帳
					決裁年月日		
<p>伺 次のとおり行政財産の使用を許可してよろしいか。</p>							
<p>行政財産使用許可申請書</p>							
				<p>年 月 日</p>			
総社市長		様					
				<p>申請人 住 所 氏 名</p>			
<p>次により行政財産を使用したいので許可願いたく申請します。</p>							
<p>記</p>							
<p>1 使用しようとする行政財産の名称 2 使用しようとする目的又は用途の概要 3 使用の期間 4 その他必要な事項</p>							

様式第8号（第11条関係）

普通財産借受申請書

年 月 日

総社市長 様

（借受申請人）

住 所

氏 名

次のとおり市有財産を借り受けたいので、申請します。

記

1 借り受けようとする財産

（1）所在地

（2）名称及び数量

2 借受けの目的

3 借受けの期間

4 希望賃貸料

5 借受けを必要とする理由

6 添付書類

（1）関係図面

（2）その他参考書類

様式第10号の2（第24条関係）

年 月 日

総社市会計管理者 様

課

物品出納員

物品取扱者の任命及び分任事務委任報告書

総社市財産規則第24条による物品出納員の事務の一部を分任する物品取扱者について、下記のとおり任命及び物品取扱事務の委任を行いましたので報告します。

記

1 任命及び委任内容

任命する物品取扱者			委任する事務の内容
所属課名等	職	氏名	

2 委任年月日

年 月 日

様式第16号（第37条関係）

物品不用決定申出書

年 月 日

総社市長 様

総社市会計管理者

区 分	品 名	品質規格	呼称単位	数 量	事 由

様式第18号（第38条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日

所属課
物品保管責任者

市長	総務部長	財産管理課長	係長	部長	課長	係長
発生場所			発生年月日	年	月	日
品名	規格	数量	単価	金額		
事故責任者	所属課	職氏名				
(1) 事故の理由						
(2) 管理の状況						
(3) その他						

備 考

- 1 (1) 又は (3) に掲げる事項について、長文にわたるときは別紙とすること。
- 2 価格に不明があるときは、買入見込額を記入すること。
- 3 事故の事実を証すべき証拠書類（盗難証明書等）を添付すること。

様式第26号 (第41条関係)

備品現在高報告書

年 月 日現在

所属課 _____ 課長名 _____

物品取扱者 _____

分 類	品 名	規 格	数 量	所 在	備 考

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

総社市長 様

(債務者の住所)

(氏名又は名称)

次の債務について次の条件により履行期限を延長してください。

記

1 債務の概要

- (1) 債務者の住所，氏名又は名称及び職業又は業務
- (2) 元本債務金額
- (3) 履行延期の特約等の承認のある日までに付されている利息，延滞金
- (4) 債務の発生原因

2 履行期限の延期を申請する理由

3 延長された後における履行期限，延納利息及び延滞金

- (1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額

年 月 日 円

年 月 日 円

- (2) 履行延期の申請の承認の日から付すべき延納利息

利 率 利払期日

- (3) 延滞金

履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じて，年 パーセントの割合で延滞金を支払う。

4 担 保

- (1) 担保物件の種類，数量，金額及び物件の所在その他担保の状況
- (2) 保証人の住所，氏名又は名称，職業又は業務，保証金額及び保証人の資産の状況
その他保証に関する必要な事項

5 担保の提供及び債務名義の取得

市の指示するところに従い，担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに，これらの措置をとるために必要な費用を負担する。

6 その他の条件

- (1) 市はこの債務の保全上必要があると認めるときは，債務者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し，帳簿書類その他の物件を調査し，又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- (2) 市は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。
- ア 市において、債務者が市の不利益にその財産を隠し、損い、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
 - イ 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
 - ウ 債務者に次の事由が生じたこと。
 - I) 強制執行を受けたこと。
 - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - III) その財産について競売の開始があったこと。
 - IV) 破産の宣告を受けたこと。
 - V) 解散したこと。
 - VI) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
 - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
 - エ 債務者が履行延期の特約（処分）に付された条件に従わないとき。
 - オ その他市において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認めるとき。
- (3) 市において、担保の価額が減少し、又は保証人を不相当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は市の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- (4) 市において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を付する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を付して支払をしなければならないこと。
- (5) (その他市長が定める事項)

様式第31号（第51条関係）

債権免除申請書

年 月 日

総社市長 様

（債務者の住所）

（氏名又は名称）

次の債務について次の理由により債権を免除してください。

記

1 債務の概要

- （1）債務者の住所、氏名又は名称及び職業又は業務
- （2）元本債務金額
- （3）当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）
- （4）履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金額
- （5）債務の発生原因

2 債務の免除を申請する理由

3 （その他市長が定める事項）